

特定家庭用機器再商品化法（略称：家電リサイクル法）

（平成 10 年法律第 97 号）（平成 29 年法律第 61 号による改正）

e-Gov（法）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000097>

e-Gov（施行令）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410CO0000000378_20191214_501CO0000000088（令和元年政令第 88 号による改正）

e-Gov（施行規則）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412M50000500001_20191214_501M60001400006（令和元年経済産業省・環境省令第 6 号による改正）

経済産業省 HP：https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/

「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」非掲載。

印刷業界は、法の対象となる電気機械器具の製造業者でも小売販売業者でもありませんので、事業者と法第 9 条で定める「排出者」の立場で適用を受け、対象製品の廃棄を委託した小売業者等から渡される「管理票」を受領することになります。排出者には保存の義務はありません。

条項	条文	種類
第 1 条	（目的） この法律は、特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	目的
第 2 条第 4 項	この法律において「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令 ^{解釈上の注釈 1} で定めるものをいう。 （解釈上の注釈 1）施行令第 1 条。以下を規定。 一 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。） ニ テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ ブラウン管式のもの ロ 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの 三 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 四 電気洗濯機及び衣類乾燥機	定義
第 6 条	（事業者及び消費者の責務） 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。	責務規定
第 9 条	（引取義務） 小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者（以下「排出者」という。）から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。	義務 （小売業者）